



栃木県公報

平成30年
3月22日(木)
号外
第11号

目次

告示

○都市計画事業の認可..... 1

告示

栃木県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月22日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業10・7・101号宇都宮芳賀ライトレール線、3・2・3号宇都宮芳賀線、3・3・101号東大通り、3・4・130号野高谷大塚線及び3・4・131号テクノ東通り
- 3 事業施行期間
平成30年3月22日～平成34年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県宇都宮市宮みらい、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、東宿郷3丁目、東宿郷4丁目、東宿郷5丁目、東宿郷6丁目、東今泉1丁目、東今泉2丁目、峰1丁目、峰2丁目、峰4丁目、陽東2丁目、陽東3丁目、陽東4丁目、陽東5丁目、陽東6丁目、陽東8丁目、下平出町、平出町、柳田町、竹下町、清原工業団地、野高谷町、道場宿町、清原台1丁目、ゆいの杜1丁目、ゆいの杜4丁目、ゆいの杜5丁目、ゆいの杜6丁目及びゆいの杜8丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

II

- 1 施行者の名称
芳賀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業10・7・501号宇都宮芳賀ライトレール線、3・2・3号宇都宮芳賀線及び3・3・4号台の原下原線
- 3 事業施行期間
平成30年3月22日～平成34年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台及び大字下高根沢地内
 - (2) 使用の部分
なし

(都市計画課)